

指数先物・オプション取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お客様ダイヤル（0120-846-365（通話料無料））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（通話料無料）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

（2019年3月）
CKB_SOP-1.3

指数先物・オプション取引に係る契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が指数先物・オプション取引を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（買方の場合は転売、売方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。
- オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ定められた特定の価格で買う権利（コールオプション）又は売る権利（プットオプション）を売買するものです。ただし、期日まで待たずに、転売又は買戻しを行うことも可能です。
- 指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡し不可能なため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値（特別清算数値（金融商品取引所が定める特別な指数又は数値（SQ値ともいいます。以下同じ。））の差額を受払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格とオプション清算数値（特別清算数値（SQ値）以下同じ。）の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。
- 指数先物取引及び指数オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が生じる（場合によっては差し入れた証拠金を上回る場合もあります）おそれがある取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ（※1）、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます（※2）。

※1：指数先物・オプション取引のお申込み、取引にあたっては、「先物・オプション取引口座設定約諾書」等を必ずお読みになり、先物・オプション取引口座開設条件や取引のルールなどをご理解・ご確認いただいたうえで、お申込みください。

※2：指数先物・オプション取引を行われるには、お客様の投資経験や金融資産等、当社の社内基準に合致されることが必要になります。当社では、お客様の適合性に照らして、取引をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

<手数料・その他費用の概要>

- 指数先物取引にあたっては、1枚あたり10円～250円（税込:11～275円）の取引手数料が、指数オプション取引にあたっては、売買代金の0.18%（税込:0.198%）（最低手数料180円（税込:198円））、ミニオプション取引の場合は売買代金の0.18%（税込:0.198%）（最低手数料18円（税込:19.8円））の取引手数料がかかります（1円未満切捨て）。詳しくは、下記「7. 手数料及びその他費用」をご覧ください。
- 建玉を当社の口座で管理する場合には、口座管理料を頂戴しません。
- 手数料等に係る消費税については、消費税の計算上、記載されている「税込」の値

で計算した金額より端数分少なくなる場合があります。

<証拠金について>

- 指数先物取引及び指数オプション取引（売建て）を行うにあたっては、下記「3. 証拠金について」記載の証拠金を担保として差入れ又は預託していただきます。
- 証拠金の額は、先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて VaR 方式により計算されますので、指数先物・オプション取引の額に対する比率は、常に一定ではありません。

※ VaR 方式とは、Value at Risk 方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算する方法です。

<指数先物取引のリスクについて>

指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場価格が予想とは反対の方向に変化した場合には、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うことがあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- 指数先物取引の相場の変動により不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

※大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引、国債先物・オプション取引及び金利先物取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物取引に関して発生したものでなくても、指数先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

- 所定の時限までに証拠金を差入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済されることがあります。さらにこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置をとることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となる場合があります。

- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
- 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることがあります。

<指数オプション取引のリスクについて>

指数オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、指数オプションは、市場価格が現実の指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることがあります。

[指数オプションの買方特有のリスク]

- 指数オプションは期限商品であり、買方が期限までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

[指数オプションの売方特有のリスク]

- 売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- 売方は、取引注文を出す前にあらかじめ証拠金を差し入れなければなりません。その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

※大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引、国債先物・オプション取引及び金利先物取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物オプション取引に関して発生したものでなくても、指数先物オプション取引の建玉が決済される場合があります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

- 所定の時限までに証拠金を差入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済されることがあります。さらにこの場合、その決済で生じた損失

についても責任を負うこととなります。

- 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となる場合があります。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格とオプション清算数値の差額の支払が必要となりますので、特に注意が必要です。

<指数先物・オプション取引は、クーリング・オフの対象にはなりません>

指数先物・オプション取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんのでご注意ください。

1. 指数先物取引の仕組みについて

指数先物取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。

(1) 対象指数

取引対象の指数は、東証株価指数（TOPIX）や日経平均株価指数など金融商品取引所が指定した指数となります。

(2) 取引の期限

指数先物取引は、金融商品取引所が定める月の第二金曜日（休業日にあたる場合は、順次繰り上げる。）の前日（休業日にあたる場合は、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。以下同じ。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

(3) 日中取引終了後の取引

指数先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、日中取引終了後もセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日の日中取引分と併せて（取引日ごと）に行います。

(4) 祝日等における取引

大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、指数先物取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、前日の日中取引終了後に設けられているセッションの取引分及び翌日の日中取引分と併せて（取引日ごと）に行います。

当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。なお、当社においてはシステムメンテナンスなどの理由により一部の祝日等においてお客様に祝日等における取引を提供しない場合があります。この場合、当社ウェブサイトへの掲載等によりあらかじめお客様にお知らせします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(5) ストラテジー取引

指数先物取引では、金融商品取引所が定める範囲内で、複数の指数先物取引の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。

※ 当社では、ストラテジー取引の取扱いは行っておりません。

(6) 制限値幅

指数先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(7) 取引の一時中断

指数先物取引では、先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。

(8) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。なお、下記以外にも当社が定めるところにより、取引規制を行うことがあります。

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">a. 制限値幅の縮小b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げc. 証拠金額の引上げd. 証拠金の有価証券による代用の制限e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げf. 指数先物取引の制限又は禁止g. 建玉制限 | } | 当社では、証拠金は現金のみであり、有価証券による代用が認められていないことから、当社におきましては影響ございません。 |
|--|---|--|

(9) 決済の方法

① 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

指数先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を受受することにより決済をすることができます。

② 最終清算数値による決済（最終決済）

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定指数と最終清算数値との差に相当する金銭を受受することにより決済されます。

なお、日経 225 マイクロ先物の先物最終決済損益算出時は、小数点以下第一位を端数処理した金額を決済損益額とします。

2. 指数オプション取引の仕組みについて

指数オプション取引には、東証株価指数（TOPIX）オプション取引や日経平均株価指数オプション取引などがあり、商品ごとに金融商品取引所が定める規則に従って行います。

(1) 取引の対象

取引の対象は次の2種類とします。

a 指数プットオプション

対象指数の数値が権利行使価格を下回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

b 指数コールオプション

指数の数値が権利行使価格を上回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得

た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

(2) 取引の期限

通常限月取引及び週次設定限月取引のとき

直近のそれぞれの限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しいそれぞれの限月取引が開始されます。

(3) 日中取引終了後の取引

指数オプション取引では、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

(4) 祝日等における取引

大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、指数オプション取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、前日の日中取引終了後に設けられているセッションの取引分及び翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。なお、当社においてはシステムメンテナンスなどの理由により一部の祝日等においてお客様に祝日等における取引を提供しない場合があります。この場合、当社ウェブサイトへの掲載等によりあらかじめお客様にお知らせします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(5) ストラテジー取引

金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。

※ 当社では、ストラテジー取引の取扱いは行っておりません。

(6) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、金融商品取引所は、制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(7) 取引の一時中断

指数先物取引の先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、指数先物取引が一時中断されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。

(8) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。なお、下記以外にも当社が定めるところにより、取引規制を行うことがあります。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">a. 制限値幅の縮小b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げc. 証拠金額の引上げd. 証拠金の有価証券による代用の制限e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げf. 取引代金の決済日前における預託の受入れg. 指数オプション取引の制限又は禁止h. 建玉制限 | } 当社では、証拠金は現金のみであり、有価証券による代用が認められていないことから、当社におきましては影響ございません。 |
|--|--|

(9) 権利行使

① 権利行使日

通常限月取引及び週次設定限月取引のとき

指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。

② 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、権利行使日の金融商品取引所が定める時限までに金融商品取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、上記の時限までに買方顧客から権利行使の指示がなくても、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。ただし、当該銘柄であっても、買方顧客が権利行使を行わない旨を指示することにより、権利行使を行わないことができます。

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を下回っている場合をいいます。

③ 権利行使の割当て

金融商品取引清算機関（以下「清算機関」といいます。）は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。また、当社が顧客の委託分への割当ての通知を受けた場合、所定の方法により、お客様に割り当てます。

（金融商品取引所における指数先物取引及び指数オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構となっています。）

(10) 決済の方法

指数オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

① 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

指数オプション取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）することにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有する投資者（買方）は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者（売方）は、買付代金を支払うこととなります。

② 権利行使による決済

指数オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

3. 証拠金について

証拠金とは、先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金のことです。当社でお取引される際は、あらかじめ当社が定める証拠金を差し入れていただく（前受制）とともに、取引に必要な証拠金額に不足（追加証拠金）が生じた場合には、不足が生じた日の翌営業日までの当社が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

(1) 受入証拠金

証拠金残高と振替による入出金予定額の合計です。

(2) 必要証拠金

必要証拠金は、VaR 証拠金、当社が定めた掛け目、ネット・オプション価値総額、保有ポジショ

ンの原資産に対するリスク感応度（デルタ。下記①、②に該当）に基づいて算出されます。
下記①を当てはめた額、②を当てはめた額のいずれか大きい金額です。なお、証拠金の預託は100%現金のみとさせていただきます。（※）

※ 証拠金の現金比率については、100%を上限に当社の任意で変更することがあります。

必要証拠金 = Max {[VaR 証拠金 (①、②)] × [当社が定めた掛け目] - [ネット・オプション価値総額 (①、②)]}

● VaR 証拠金 (①、②)

VaR 証拠金（想定損失相当額）とは、先物・オプション取引の建玉を一定期間保有すると仮定した場合において将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする金額として清算機関が計算する額のことです。

必要証拠金を最大にする {VaR 方式に基づき計算する証拠金額 (①、②)}

①：先物売建玉・注文、コールオプション売建玉・注文、プットオプション買建玉・注文で構成する数量

②：先物買建玉・注文、コールオプション買建玉・注文、プットオプション売建玉・注文で構成する数量

● 当社が定めた掛け目

指数の変動状況などを考慮の上、証拠金額に対する掛け目は当社の任意で変更することがあります。

● ネット・オプション価値総額 (①、②)

買オプション価値総額、または売オプション価値総額の内、必要証拠金を最大化する組み合わせ
ネット・オプション価値総額 (①、②) = 必要証拠金を最大にする { Σ [① (※1) × 各商品の清算値]、 Σ [② (※2) × 各商品の清算値]}

※1：先物売建玉・注文の数量を除く

※2：先物買建玉・注文の数量を除く

(3) 最低維持証拠金

[VaR 方式に基づき計算する証拠金額] × [証拠金掛け目 (※)] - [ネット・オプション価値の総額]

※ 指数の変動状況などを考慮の上、当社は証拠金額に対する掛け目を任意で設定し、変更することがあります。なお、証拠金掛け目についてはウェブサイトを確認いただけます。

(4) 取引余力

新規の注文は「取引余力」の範囲内で注文いただけます。「取引余力」は受入証拠金の額に応じて算出され、証券総合取引口座にログイン後、「先物・オプション」→「余力照会」画面に表示いたします。

【取引余力の計算方法】

取引余力 = [受入証拠金] + [翌日以降受渡額 (取引分) (※1)] - [必要証拠金 - 拘束額 (※2)]

※1：翌日以降受渡額 (取引分) = [先物決済約定損益] + [オプション売約定代金] - [オプション買約定代金]

※2：拘束額 = [先物建玉評価損] + [先物手数料拘束額] + [オプション買注文代金]

オプション買建時の成行注文の場合は、下記の単価でオプション買注文代金を計算します。

- ・ 現在値が 100 円未満 …… 当該オプションプレミアムの現在値 + 10 円
- ・ 現在値が 100 円以上 …… 当該オプションプレミアムの現在値 × 110%

なお、現在値が無い場合、前日の日中取引終了後の清算値を現在値として採用します。

【注意事項】

証拠金所要額は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は当社が定めます。また、当社から証拠金の差入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差入れ又は預託を行わなければ、当社は、その建玉についてお客様の計算で転売又は買戻しを行い決済することができます。

さらに、差入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、委託分の取引証拠金として、清算機関にそのまま預託（直接預託）されるか、お客様の同意があればその全部又は一部が金融商品取引業者の保有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関に預託（差換預託）されることとなります。その際、清算機関への預託の方法（直接預託か差換預託か）により、「取引証拠金」と「委託証拠金」に区分されて取り扱われますが、お客様にとっては本質的に変わるところはありません。

(5) 値洗い

先物の建玉は、毎日終値（最終気配値のある場合はその気配値）を基準とし、またオプションの建玉の証拠金は、毎日日本証券クリアリング機構が算出する VaR リスクパラメーターを基準として値洗い計算を行います。当日の値洗いの結果生じた前日との差額は、受入証拠金に加減されます。

(6) 追加証拠金

値洗い時、受入証拠金に翌日以降受渡額（取引分）を加減した金額が最低維持証拠金を割込むと追加証拠金（追証）が発生します。追証が発生した場合は、当社が指定する日時までに、ウェブサイト上で表示される追加証拠金額を証拠金に振替えていただく必要があります。振替可能時間については、当社ウェブサイトをご覧ください。

追証が発生した場合には、新規建ができなくなります。翌日以降に相場回復によって最低維持証拠金を回復した場合でも追証請求額の証拠金への振替は必要となります。なお追証の差入れを時限までにいただけない場合は、当社はお客様に通知することなく、未約定の取引注文は当社が任意で取消し、お客様の全ての建玉を当社が任意で反対売買により返済させていただきます。その際発生した損益金はお客様に帰属します。

(7) 証拠金の差入れ

先物・オプション取引のご注文を行う際には、あらかじめ当社所定の必要証拠金以上の額のご資金が必要となります。お取引に必要な証拠金は、お預り金から証拠金への振替により行っていただきます。証券総合取引口座にログイン後、「先物・オプション」→「証拠金振替」画面から、ご指示ください。

振替可能時間については、当社ウェブサイトをご覧ください。

※ 証拠金の完全前金制及びその例外

● 証拠金の前金制

株式取引同様に、先物・オプション取引においても前金制により証拠金を差し入れていただく必要があります。当社では、現物株式や投資信託等の取引において、事前にお客様よりご入金いただいた、お預り金と MRF の残高の合計額範囲内で取引をお受けする「前金制」を導入しております。先物・オプション取引においても、この考え方は同様であり、お客様が取引を発注される時点で差し入れられた証拠金を考慮したうえで計算された取引余力の範囲内でお取引をお受けいたします。

● 決済損金充当時の前金制の例外

先物・オプション取引の建玉の決済に伴い発生する損金については、前金制の対象となりません。そのため、発生した損金がお預り金又は証拠金現金の範囲内で充当できない場合は、決済日の指定の時刻までの間に、不足金を当社にご入金いただき、当社で入金の確認ができることが必要となります。

(8) 証拠金の振替・出金

先物・オプション口座にある証拠金は、必要証拠金額を下回らない範囲で、証券総合取引口座に振り替えることができ、証券総合取引口座よりご出金いただけます。

証券総合取引口座にログイン後、「先物・オプション」→「証拠金振替」画面から、ご指示ください。
振替可能時間の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

4. 取引参加者の破綻時の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉については次の処理が行われます。

① 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対してお客様が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

② 移管せずに転売・買戻しを行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

③ 金融商品取引所が指定する日時までに①②いずれも行われなかった場合

お客様の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

※ なお、差入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

5. 指数先物・オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における指数先物・オプション取引については、以下によります。

- 国内の取引所金融商品市場への委託注文の取次ぎ
- 指数先物・オプション取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 指数先物・オプション取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

6. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において指数先物・オプション取引を行われる場合は、以下によります。

(1) 取引の開始

- ① ログイン後の「先物・オプション取引口座 申込手続き」画面で、お客様の先物・オプション取引に関する知識や取引開始基準に関する事項についてお聞きします。すべての項目にお答えください。また、ウェブ審査の際に「先物・オプション取引口座設定約諾書」をご確認いただき、電磁的にご提出いただきます。
- ② ウェブでの申込み終了後、当社にて口座開設の可否を審査させていただきます。審査終了後、先物・オプション取引口座開設の手続きをいたします。
- ③ 口座開設の手続き完了後、電子メールにてご通知いたします。
- ④ なお、審査にあたり、当社が必要と判断した場合は、お客様にお電話で確認させていただくこと、また面談させていただくことがあります。

※ 当社では、指数先物取引に係る書面の交付等は、すべてウェブサイト上で電磁的な方法で行うため、取引開始にあたっては、電磁的方法による交付をご承諾いただきます。

※ 取引を行われるには、お客様の投資経験や金融資産等、当社の社内基準に合致されることが必要

になります。当社では、お客様の適合性に照らして、取引をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

(2) 注文に関する事項

ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。

詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

(3) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした指数先物・オプション取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様に交付します。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご確認ください。

(4) 決済損金

建玉返済による決済損金は決済日（約定日の翌営業日）に証拠金から決済されます。証券総合取引口座の預り金（現金）からは決済されませんのでご注意ください。証拠金残高が不足している場合は、当社が指定する日時までに証拠金を差し入れなければなりません。

(5) 不足金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

建玉返済による決済損により不足金が発生した場合、お客様は受渡日（約定日の翌営業日）までに不足金を入金していただく必要があります。お客様より当該受渡日までに当該不足金のご入金がない場合は、当社はお客様に通知することなく、当社でお預りしている預り金や有価証券などを当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(6) 先物・オプション取引の制限について

お客様が法令諸規則、「先物・オプション取引規定」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」その他当社の約款・規定等に違反したとき、又は当社に対する債務の履行を怠ったときなどは、当社は任意でお客様の先物・オプション取引を制限、もしくは禁止できるものとします。

7. 手数料及びその他費用

お取引内容に応じ、手数料をいただきます。手数料には消費税がかかります。

● 指数先物取引の取引手数料

日経 225 先物	250 円（税込:275 円）／1 枚
日経 225mini	35 円（税込:38.5 円）／1 枚
日経 225 マイクロ先物	10 円（税込:11 円）／1 枚
JPX 日経 400 先物	50 円（税込:55 円）／1 枚

※ SQ 決済の権利行使および権利割当には上記手数料がかかります。

※ 1 建玉ごとに計算し、決済約定時に新規手数料と決済手数料が合わせて証拠金から差し引かれます。

※ 1 円未満は切捨て

● 指数オプション取引の取引手数料

日経 225 オプション

売買代金の 0.18%（税込:0.198%）（最低手数料 180 円（税込:198 円））。

日経 225 ミニオプション

売買代金の 0.18%（税込:0.198%）（最低手数料 18 円（税込:19.8 円））。

売買の都度、証拠金から差し引かれます。

- ※ SQ 決済時（権利行使、権利割当および権利消滅、権利放棄）は取引手数料がかかりません。
- ※ 1 円未満は切捨て

8. 先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語

● 建玉（たてぎょく）

先物・オプション取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

● 買戻し（かいもどし）

売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。

● 転売（てんばい）

買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。

● 限月（げんげつ）

取引の決済期日の属する月をいいます。先物・オプション取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

● 最終決済（さいしゅうけっさい）

指数先物・オプション取引において、取引最終日までに反対売買が行われなかった建玉について、SQ 値によって決済を行うこと。

● 証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。指数オプション取引では、売り建てる場合のみ必要となります。証拠金は VaR 方式に基づき計算された基準額をベースに、各証券会社で設定されます。新規の取引を行わない場合でも基準額が変わればその額が適用されます。また、相場の見通しが予想に反して動いた場合、証拠金以上の損失が発生するほか、損失で不足した額を追加証拠金（追証：おいしょう）として差し入れなければなりません。

● オプション清算数値（おぷしょんせいさんすうち）

権利行使日における対象指数の各構成銘柄の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、金融商品取引所が定める値段）に基づき算出した特別な指数（特別清算数値（SQ 値））をいいます。

● 値洗い（ねあらい）

未決済のままの建玉やプレミアムをその日の清算値で日々評価し直し、その評価損益を受入証拠金に反映することです。日経 225 先物取引、日経 225mini、日経 225 マイクロ先物は原則としてその日の日経 225 先物取引の終値を用います。また、JPX 日経 400 先物は原則としてその日の JPX 日経 400 先物の終値を用います。値段が付いていない場合は先物の各理論価格等を使用します。

● 反対売買（はんたいばいばい）

取引最終日までに決済を行う方法で、当初行った取引と反対の取引を行うことです。つまり、先物を買って建てた場合は、市場で転売し、逆に売り建てた場合は市場で買い戻します。先物取引の場合は、当初約定した先物値段と反対売買時点の先物約定値段の価格差が損益となります。一方、オプション取引は当初約定した値段と反対売買時点の約定値段の価格差が損益となります。

● 権利行使価格（けんりこうしかかく）

オプション取引で、原資産（対象指数）を買ったり、売ったりする権利を行使できる基準となるあらかじめ決められた価格のこと。

● 権利行使日（けんりこうしび）

オプション取引において権利を行使できる設定日。満期日までの期間中いつでも行使できるアメリカンタイプと満期日のみに行使できるヨーロピアンタイプがあります。日経 225 オプション取引は通常限月もしくは週次設定限月満期日のみ行使できるヨーロピアンタイプになります。

9. 指数先物・オプション取引に係る金融商品取引契約に関する租税の概要

(1) 指数先物取引に関する租税の概要

① 個人のお客様に対する課税

指数先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

② 法人のお客様に対する課税

指数先物取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

(2) 指数オプション取引に関する租税の概要

① 個人のお客様に対する課税

指数オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。

② 法人のお客様に対する課税

指数オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

※ 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

10. 当社の概要

- 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- 資本金 12,200 百万円
- 主な事業 金融商品取引業
- 設立年月 1999 年 5 月
- 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
 - FX、先物、オプション、米国株ダイヤル：
 - 固定電話 0120-911-440（無料）
 - 携帯電話・PHS・一部 IP 電話 03-6737-1668（有料）
 - 当社ウェブサイト：
ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

<当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口>

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号
電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）
：携帯電話・PHS・一部IP電話 03-6737-1666（有料）
受付時間：8時00分～17時00分（平日）

<金融ADR制度のご案内>

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号：0120-64-5005
FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間：9時00分～17時00分（平日）

以上
(2023年11月)
KTM_SOP-25